

袖ヶ浦市応急手当協力事業所認定要綱を次のように定める。

令和 6 年 7 月 2 5 日

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

袖ヶ浦市告示第 1 6 5 号

袖ヶ浦市応急手当協力事業所認定要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、応急手当に関し迅速な対応ができる事業所等を認定し、その旨を表示する制度を設けることにより、応急手当の啓発を図るとともに、地域における安全で安心なまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応急手当 傷病者が緊急搬送されるまでに行う心肺蘇生法又は止血法その他の緊急に行われるやむを得ない臨時の処置をいう。
- (2) 袖ヶ浦市救急ハートステーション 消防長が応急手当に協力している事業所として認定し、表示証を交付した事業所等をいう。
- (3) 救命講習 本市が実施する応急手当の正しい知識技術の講習で、普通救命講習Ⅰ（成人に対する心肺蘇生法等を学ぶ救命講習）、普通救命講習Ⅱ（小児及び乳児に対する心肺蘇生法等を学ぶ救命講習）又は上級救命講習（普通救命講習Ⅰ及び普通救命講習Ⅱの内容に搬送法等を加えた救命講習）をいう。
- (4) 事業所等 法人その他の団体の事業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。
- (5) 従業員等 事業所等に勤務する者をいう。

(認定の対象)

第 3 条 袖ヶ浦市救急ハートステーション（以下「救急ハートステーション」という。）は、市内に所在する事業所等を対象とする。ただし、病

院及び診療所はその対象としない。

（認定の要件）

第4条 救急ハートステーションの認定を受けようとする事業所等は、次の各号のいずれにも適合することを要件とする。

- (1) 事業所等又はその近隣で発生した救急事案について応急手当に協力する意思があること。
- (2) 業務時間内に救命講習修了者が2名以上常時駐在していること。
- (3) 事業所等に自動体外式除細動器（AED）が設置され、当該機器の維持管理が事業所等の責任において適切に行われていること。
- (4) 従業員等の救命講習の受講推進に努めていること。
- (5) 市の広報紙及びホームページ等において救急ハートステーションである旨を公表することに同意していること。

（認定の申請）

第5条 救急ハートステーションの認定を受けようとする事業所等は、袖ケ浦市救急ハートステーション認定（更新）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、消防長に申請するものとする。

- (1) 従業員等の救命講習修了証の写し
- (2) その他消防長が必要と認めるもの

（認定の審査）

第6条 消防長は、前条の規定による申請があったときは、当該事業所等について審査を行い、要件を満たしていると認めるときは、当該事業所等を救急ハートステーションとして認定するものとする。

（認定通知書等の交付）

第7条 消防長は、前条の規定により事業所等を救急ハートステーションに認定したときは、袖ケ浦市救急ハートステーション認定通知書（様式第2号）をもって当該申請者に通知するものとする。

2 消防長は、認定した事業所に対し袖ケ浦市救急ハートステーション認定証（様式第3号。以下「認定証」という。）及び袖ケ浦市救急ハート

ステーション表示証（様式第４号。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

（認定期間）

第８条 認定期間は、認定を受けた日の翌日から起算して２年とする。

（表示証の掲示）

第９条 救急ハートステーションは、表示証を当該事業所等の出入口等の見やすい箇所に掲示するものとする。

（認定の更新）

第１０条 救急ハートステーションは、認定期間の満了後も引き続き認定を受けようとするときは、認定期間の満了日の１か月前から認定期間の満了日までの間に消防長に申請をするものとする。

２ 第５条から第８条までの規定は、認定の更新について準用する。この場合において、同条中「認定を受けた日」とあるのは、「認定期間の満了日」と読み替える。

（登録事項の変更）

第１１条 救急ハートステーションは、登録した内容に変更があったときは、速やかに袖ヶ浦市救急ハートステーション変更届出書（様式第５号）により消防長に届け出るものとする。

（認定の辞退）

第１２条 救急ハートステーションは、認定を辞退しようとするときは、袖ヶ浦市救急ハートステーション辞退届出書（様式第６号）に表示証を添えて消防長に届出しなければならない。

（認定の取消し）

第１３条 消防長は、救急ハートステーションが次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該事業所等に係る認定を取り消すものとする。

（１） 第４条に規定する認定の要件に適合しなくなったとき。

（２） その他消防長が不相当と認めたとき。

２ 消防長は、前項の規定により救急ハートステーションの認定を取り消

したときは、袖ヶ浦市救急ハートステーション認定取消通知書（様式第7号）により当該事業所等に通知するものとする。

- 3 前項の規定により救急ハートステーションの認定を取り消された事業所等は、速やかに認定証及び表示証を消防長に返還しなければならない。

（認定整理簿）

第14条 消防長は、救急ハートステーションに係る事項について袖ヶ浦市救急ハートステーション認定整理簿（様式第8号）に記載し管理するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。